
平成18年 第2回 4月（臨時）中間市議会会議録（第1日）

平成18年4月27日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成18年4月27日 午前10時00分開会

日程第 1 議長辞職の件

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

日程第 3 議席の一部変更

日程第 4 会期の決定

日程第 5 常任委員の所属変更の件

日程第 6 常任委員の補欠選任の件

日程第 7 特別委員の補欠選任の件

日程第 8 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めるについて

日程第 9 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めるについて

日程第10 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めるについて

（日程第8～日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決）

日程第11 第34号議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について

日程第12 第35号議案 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について

（日程第11～日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決）

日程第13 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（21名）

1番 中家多恵子君 2番 山本 慎悟君

3番 佐々木晴一君 4番 植本 種實君

5番 古野 嘉久君 6番 青木 孝子君

7番 久好 勝利君 8番 井上 太一君

9番 岩崎 三次君 10番 堀田 英雄君

11番 井上 久雄君 12番 湯浅 信弘君

13番 掛田るみ子君 14番 香川 実君

15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	18番 米満 一彦君
19番 下川 俊秀君	20番 片岡 誠二君
21番 杉原 茂雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	助役	山崎 義弘君
教育長	船津 春美君	総務部長	柴田 芳夫君
市民経済部長	萩原 一秋君	保健福祉部長	田中 茂徳君
建設部長	行徳 幸弘君	教育部長	左京 邦彦君
上下水道局長	小南 哲雄君	市立病院事務長	貞末 伸作君
消防長	長谷川邦彦君	総務部次長	前原 光博君
秘書課長	田中 久光君	経営企画課長	白尾 啓介君
財政課長	牧野 修二君	総務課長	中野 諭君
課税課長	大野 順一君	収納課長	塩川 玄栄君
介護保険課長	成富 隆俊君	健康増進課長	中尾三千雄君
管理課長	梶野 広行君	都市整備課長	平池 道人君
学校教育課長	深見 卓矢君	営業課長	舟越 義光君

事務局出席職員職氏名

局長 谷川 博君	次長 白子 優一君
補佐 小田 清人君	書記 岡 和訓君
書記 平川 佳子君	

午前10時00分開会

○副議長（佐々木正義君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で、定足数に達しております。これより平成18年第2回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいま、議長、杉原茂雄君から、議長の辞職願が提出されております。

日程第1. 議長辞職の件

○副議長（佐々木正義君）

お諮りいたします。これより日程第1、議長辞職の件を議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐々木正義君）

ご異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を議題といたします。辞職願を朗読させます。

○事務局長（谷川 博君）

辞職願を朗読いたします。

今般、一身上の都合により議長を辞任したいから、許可されるよう願い出ます。

○副議長（佐々木正義君）

お諮りいたします。杉原茂雄君の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐々木正義君）

ご異議なしと認め、杉原茂雄君の議長辞職を許可することに決定いたしました。この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○副議長（佐々木正義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 選挙第1号

○副議長（佐々木正義君）

ただいま議長が欠員となりましたので、これより日程第2、議長の選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（佐々木正義君）

ただいまの出席議員は21名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長（佐々木正義君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木正義君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長（佐々木正義君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1番	中家多恵子議員	2番	山本 慎悟議員
3番	佐々木晴一議員	4番	植本 種實議員
5番	古野 嘉久議員	6番	青木 孝子議員
7番	久好 勝利議員	8番	杉原 茂雄議員
9番	岩崎 三次議員	10番	堀田 英雄議員
11番	井上 久雄議員	12番	湯浅 信弘議員
13番	掛田るみ子議員	14番	香川 実議員
15番	上村 武郎議員	16番	岩崎 悟議員
18番	米満 一彦議員	19番	下川 俊秀議員
20番	片岡 誠二議員	21番	井上 太一議員
17番	佐々木正義議員		

○副議長（佐々木正義君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木正義君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（佐々木正義君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に青木孝子さん、下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（佐々木正義君）

大変お待たせしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票は20票、無効投票1票でございます。有効投票中、井上太一君16票、植本種實君2票、久好勝利君1票、以上のとおりであります。失礼しました。久好勝利君2票でございます。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、井上太一君が議長に当選されました。

(拍手)（「投票結果がおかしい」「そうそうそう、おかしい」の声あり）（発言する者あり）

何回も申し訳ございません。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票20票、無効投票1票となります。有効投票中、井上太一君16票、植本種實君2票、久好勝利君2票、以上のとおりであります。

ただいま議長に当選されました井上太一君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知を行います。井上太一君。

当選人の発言を求めます。

この際、井上太一議長にごあいさつをお願いいたします。

○議員（21番 井上 太一君）

おはようございます。選挙において、数の問題がいろいろありましたけど、間違いないようでございます。どうもありがとうございました。（拍手）

たくさんの投票をしていただいて、議長に当選しましたからには、中間市の行財政を思うと、本当に身の引き締まる思いがしております。

新市長のもと、キャッチフレーズは、元気な風が吹く中間市でございます。その目標達成のために、私も誠心微力ながら尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ議員各位のご協力をお願いしまして、簡単素辞ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（佐々木正義君）

井上太一議長、議長席にお願いいたします。どうぞ。

暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 議席の一部変更

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、議席の一部変更を議題といたします。

議席の指定に関連し、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○事務局長（谷川 博君）

8番、井上太一議員、21番、杉原議員。

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

なお、本日、議案等の朗読は省略したいと思いますのでご了承をお願いいたします。

日程第5. 常任委員の所属変更の件

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、常任委員の所属変更の件を議題といたします。

建設水道常任委員の佐々木正義君から、民生経済常任委員に委員会の所属を変更された旨の申し出があります。

お諮りいたします。佐々木正義君から申し出のとおり、委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の所属を変更することに決しました。

引き続きまして、次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議長は、その職務から常任委員会及び特別委員会に属することなく、総括的な立場において議会を運営することが適當であると考えますので、建設水道委員会及び行革特別委員会の委員を辞任することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、議長は建設水道委員会及び行革特別委員会の委員を辞任することに決しました。

日程第6. 常任委員の補欠選任の件

○議長（井上 太一君）

次に、日程第6、常任委員の補欠選任の件を議題といたします。

常任委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、杉原茂雄君を建設水道常任委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました杉原茂雄君を建設水道委員に選任することに決しました。

日程第7. 特別委員の補欠選任の件

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、特別委員の補欠選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。行財政を見直し抜本的な改革に関する調査推進特別委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、杉原茂雄君を指名したいと思います

が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました杉原茂雄君を行財政を見直し抜本的な改革に関する調査推進特別委員に選任することに決しました。

日程第8. 承認第1号

日程第9. 承認第2号

日程第10. 承認第3号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、承認第1号から日程第10、承認第3号までの専決処分3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第1号から承認第3号までは関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本年3月27日に地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が4月1日となっておりましたことから3月31日付で専決処分としたものでございます。

改正の主な内容についてその概要をご説明申し上げます。

まず、住民税の改正でございますが、1点目は、平成19年度分以後の個人住民税について現行の課税所得に対する所得割の税率を3%、8%及び10%の3段階の構造から一律に6%にするものでございます。

これに伴う来年度の增收効果は約4億円ですが、これは三位一体改革における所得税から個人住民税への本格的な税源移譲によるもので、この增收効果額相当分が所得譲与税において減額されることから、歳入全体が増えるものではありません。また、国の所得税と個人住民税を合わせた個人の負担は、基本的に変わるものではありません。

2点目は、個人住民税所得割額の7.5%を減税する、いわゆる定率減税を平成19年6月徴収分から廃止するものでございます。

これに伴い来年度は約7,000万円の增收効果が見込まれます。

3点目は、市たばこ税の税率を、本年7月1日から旧三級品以外の製造たばこについて1,000本当たり2,977円を321円引き上げ3,298円に、旧三級品の製造たばこについては1,000本当たり1,412円を152円引き上げ1,564円とするものであります。

この改正により本年度において約2,000万円の増収を見込んでおります。

次に、固定資産税の改正でございます。

1点目は、本年度から平成20年度までの土地に係る税負担の調整措置に関するものでございます。農地以外の土地は、負担水準の割合に応じて前年度課税標準額に当該年度の評価額または本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とするものでございます。

2点目は、平成18年1月1日から平成27年12月31日の間に行われる家屋に係る住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置に関するものであり、昭和57年1月1日に存在していた住宅を、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施した場合において、その旨を市に申告したものに限り、1戸当たり120平方メートル相当分に係る税額を2分の1に減額するものでございます。

また、都市計画税の土地につきましても、固定資産税と同様の措置を実施するものでございます。

最後に、国民健康保険税の改正でございます。主な内容は、公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い国民健康保険税の負担が増加する高齢者に配慮するため、昨年1月1日において65歳に達していた者であって、同年度分の個人住民税の算定に当たり公的年金等控除または老年者控除の適用があったものについては国民健康保険税所得割額の算定基礎から本年度は13万円、来年度は7万円を控除するものでございます。

次に、介護納付金に係る課税限度額を現行の8万円から9万円に引き上げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

ただいま議題となっております3件の条例改正について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

3月27日に地方税法改正が国会で成立しました。主な内容は、約3兆円の税源移譲、定率減税の廃止、固定資産税の負担調整措置の強化などであります。

中間市市税条例の一部を改正する条例についてですが、今回の税制改正により所得税から個人住民税へ約3兆円の税源移譲が来年度から実施されます。これに伴って税率構造の見直しが行われます。

個人住民税所得割の税率は、現在の5%、10%、13%の3段階から一律10%へとフラット化されます。税率フラット化は、生計費非課税、累進課税という税制の民主的原則からしても、また、所得格差の広がりが問題になっている状況のもとで、所得格差を是正する所得再配分機能を弱めることになり、格差をさらに拡大することになります。

次に、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、土地の固定資産税については、1994年の評価替えで大幅な負担増となる土地の7割評価が実施され、その経過措置として、徐々に課税標準額を上昇させ、標準額と課税標準額との格差を埋めていく負担調整措置が行われています。

現在、負担調整措置は、標準額と課税標準額の格差が大きい土地に対して、簡素化、均衡化促進を理由に行われ、毎年5%以上の連続した課税標準額の引き上げとなり、これが都市計画税にも連動するものであります。

続いて、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止による国民健康保険税の負担増に対して経過措置がとられます。

具体的には、所得割額の算定基礎から、国民健康保険税の賦課方式別に一定額が控除されます。ただし、これは、本年度と来年度の2年間だけで、激変緩和のための措置です。対象になるのは、昨年1月1日に65歳になっていた人です。

また、介護保険料の課税限度額についても、8万円から9万円に引き上げられます。

以上、見てきたように今回の地方税法改正による条例改正は、住民負担増を伴うものであり、反対します。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ここで討論を終結いたします。

これより専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めるについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めるについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めるについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第11. 第34号議案

日程第12. 第35号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、第34号議案から日程第12、第35号議案までの2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第34号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について及び第35号議案福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減については同一の理由のため、一括して提案理由を申し上げます。

本市は、現在、福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合にそれぞれ加入しておりますが、両組合の構成団体の一部であります県内の市町村の合併が、本年3月までに相次いで行われたことから、その構成団体数に増減が生じております。

また、両組合は地方自治法に定める一部事務組合であり、同法第286条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定により、組合を組織する地方公共団体の数を増減するときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、福岡県知事の許可を受けなければならないことから、地方自治法第290条の規定に基づく協議について議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これより第34号議案及び第35号議案の2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第34号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第13、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において久好勝利君及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成18年第2回中間市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 井上太一

副議長 佐々木正義

議員 久好勝利

議員 米満一彦